

関西健康・医療創生会議常任幹事会運営要綱

(目 的)

第1条 関西健康・医療創生会議規約（以下「規約」という。）第7条に基づき、関西健康・医療創生会議（以下「創生会議」という。）の常任幹事会について、議事その他運営に必要なことを定める。

(常任幹事会)

第2条 規約第7条に規定する常任幹事会の会議は、議事を決する必要があるときは、常任幹事の過半数の出席で成立する。議事は出席常任幹事の過半数で決することとする。

2 常任幹事会は、書面による開催または情報通信技術による開催を認めるものとし、議決は書面によることを妨げない。

3 書面による議決の場合は、常任幹事の過半数の書面の提出をもって成立するものとし、その過半数の賛成で決する。

(その他必要事項)

第3条 この要綱に定めるものほか、全体会議及び常任幹事会の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成27年8月25日から施行する。

関西健康・医療創生会議事務局運営要綱

(目的)

第1条 関西健康・医療創生会議規約（以下「規約」という。）第11条に規定する、関西健康・医療創生会議（以下「創生会議」という。）の事務局に関することを定める。

(所掌業務)

第2条 事務局は、次の業務を所掌する。

- (1) 規約第6条に基づき設置される全体会議、規約第7条に基づき設置される常任幹事会、規約第8条に基づき設置される学術委員会、規約第9条に基づき設置される分科会の運営
- (2) 創生会議の会員内での情報共有、連絡調整
- (3) 創生会議の会員拡大に資する情報発信等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、創生会議の活動に関する業務

(組織)

第3条 事務局は、議長から指名を受けた関西広域連合の職員及び有識者をもって構成する。

- 2 事務局には、事務局長1名を置く。また、事務局長代理2名以内、事務局次長2名以内を置くことができる。
- 3 事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、関西広域連合の職員の中から議長が指名する。ただし、事務局長代理は、有識者から議長が指名することができる。
- 4 事務局長は、議長の指示を受けて事務局を総括し、前条に定める業務遂行の責任者となる。
- 5 事務局長代理は、事務局長を補佐し、重要事務を処理する。
- 6 事務局次長は、事務局長及び事務局長代理を補佐し、また必要に応じ事務局長の職務を代行する。
- 7 前各項に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、事務局長が議長の承認を経て、これを定める。

(事務局連携組織)

第4条 事務局の業務のうち、経済団体及び企業等との連絡調整については、公益社団法人関西経済連合会（以下「関西経済連合会」という。）と連携して行う。

(その他の必要事項)

第5条 この要綱に定めがあるもののほか、事務局に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

本要綱は、平成27年8月25日から施行する。